

令和5年2月1日

横浜港湾健康保険組合

健康保険法第四十七条第1項第二号に定める任意継続被保険者の標準報酬月額について下記のとおり公告いたします。

記

- 1 健康保険法第四十七条第1項第二号の規定による前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額

平均標準報酬月額：431,731円

- 2 上記1の額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額及びその適用年月日

標準報酬月額：第28級 440,000円

適用年月日：令和5年4月1日

以上